

戸籍の附票の写しの交付請求書

戸籍の附票には戸籍に記載された方々の住所が記録されています。
親族関係について証明が必要な場合は戸籍全部事項証明等を請求してください。
「戸籍に関する証明書の交付請求書」を併せてご記入いただいている方で
(1)～(3)まで同内容になる方は、この請求書の(1)～(3)についてご記入不要です。

東京都北区長殿 年 月 日

(1) 請求者 窓口に来られた方が請求者の場合、(2) は記入不要です。

住所	□戸籍に関する請求者と同じ	丁目	番	号
氏名		フリガナ	電話番号	大・昭・平・令 年 月 日生

(2) 窓口に来られた方(1)の請求者と同じ場合は記入不要です。※原則として委任状の提出が必要となります。

住所	□戸籍に関する請求者と同じ	丁目	番	号
氏名		フリガナ	電話番号	大・昭・平・令 年 月 日生

(3) 必要な戸籍の表示 ※本籍が東京都北区の附票の写しが請求できます。
※筆頭者は亡くなられても変わりません。

本籍	□戸籍に関する請求者と同じ	東京都北区	丁目	番	番地
筆頭者氏名		フリガナ	明・大・昭・平・令 年 月 日生		
請求者と筆頭者との関係		① <input type="checkbox"/> 筆頭者本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 ② 戸籍に載っている () の <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 祖父母 ③ <input type="checkbox"/> その他 () ※その他の場合は、請求事由や疎明資料が必要となります。詳しくは裏面をお読みください。			

(4) 請求する戸籍の附票の写しの内容

必要な附票	□附票	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 だれの ()	通
	□除附票	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 だれの ()	通
	□改製原附票	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 だれの ()	通
本籍・筆頭者氏名		のせる・のせない ※指定のない場合や第三者による請求(特別な場合を除く)は省略します。	
使いみちと提出先			
※証明が必要な住所がありましたらご記入ください。			

受付	交付	本人確認	1号書類(1点) <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 住基カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書	2号書類(2点) <input type="checkbox"/> 健康保険証(国保) <input type="checkbox"/> 健康保険証(健保) <input type="checkbox"/> 介護保険証 <input type="checkbox"/> 年金手帳	□その他 <input type="checkbox"/> 聴聞 ()
----	----	------	---	---	---

戸籍の附票の写しの交付請求の際のご注意

- 偽りその他不正の手段により、戸籍の附票の写しの交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます。（住民基本台帳法第46条）
- 請求者は、プライバシー保護のため一定の制限があります。

[請求できる方]

戸籍の附票の写しが請求できる方は、戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属（父母・祖父母）、直系卑属（子・孫）です。

上記以外の方が請求する場合は「請求事由」や「それを明らかにする資料」が必要となります。代理人の方が窓口に来る場合は、原則として請求できる方が書いた「委任状」の提出が必要となります。